記者発表資料（9）

福 島 市

令和6年5月16日

パブリック・コメント実施

施策等に関する下記計画の素案について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1．パブリック・コメント対象案件　※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市公設地方卸売市場経営戦略	市場管理課
2	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)	開発建築指導課

2．意見の提出期間

令和6年5月16日（木）～令和6年6月17日（月）

3．素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所／各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4．意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5．意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6．その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長　齋藤　　課長補佐　松川
電話　024-563-7488（直通）

No.　1

令和６年５月１６日

福島市公設地方卸売市場経営戦略

～ずっと安全・安心で高機能な流通拠点！！魅力あふれる福島市場！～

農政部　　市場管理課

目指す姿	卸売市場は、生活に欠かせない生鮮食料品等をいかなる状況下でも安定的に供給する役割があり、様々な課題に対応しながら持続可能な市場を目指します。
計画の期間	令和６年度　～　令和１５年度（１０年間）

check!! ポイント

１　本市場の目指す姿

（１）高機能な施設により、さらなる品質向上と取引事業者、消費者からの信頼に応える市場。

（２）自然災害など非常時においても、供給を止めず、社会活動を維持する市場。

（３）産地市場ならではの集荷力や商品開発などにより「市場ブランド力」の高い市場。

（４）環境に配慮した機能の積極的な導入や市場の DX 化、物流面の機能強化などによる次世代においても持続可能な社会インフラとしての市場。

（５）民間事業者のノウハウを活用した再整備や余剰地の利活用により、市場活性化や市場機能が強化された市場。

２　４つの基本戦略で目指す姿の実現を推進

（１）次代を見据えた市場機能の強化

（２）開かれた市場づくりと社会貢献

（３）地元・福島をいかし、次世代へとつなぐ販売・経営力の強化

（４）持続可能で効率的な運営による市場機能の強化

３　取扱数量目標

部門	目標値（令和15年度）
青果部	38,600トン
水産物部	4,000トン
花き部	13,200千本

※人口減少等による取扱数量の減少が予測されますが、経営戦略の取組みにより数量の減少を抑え、再整備後は施設機能の強化等により数量の増加を見込みます。

意見提出期間	令和６年５月１６日　～　令和６年６月１７日
備　考	

担当：市場管理課
課長　河野　主任　八巻・長島
電話　024-553-1213（直通）

No.　2

令和　6年　5月16日

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)

～パブリック・コメント実施～

都市政策部　　開発建築指導課

目指す姿	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定し、危険な盛土等に起因する災害から人命や財産を守ります。
計画の期間	なし
check!! ポイント	● 盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアとして、「市内全域」が２つの規制区域のいずれかに該当します。 宅地造成等工事規制区域→市街地や集落、その周辺。 特定盛土等規制区域→市街地や集落などから離れているものの地形等の条件から盛土等によって人家等に危害を及ぼすおそれのあるエリア。 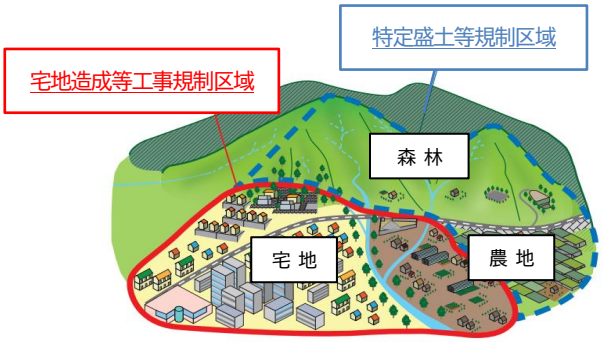 ● 規制区域の指定後は、その区域内で盛土等を行う際、あらかじめ手続きが必要となり、危険な盛土等に対する規制が適用されます。 ● 盛土等とは…盛土・切土・土砂の仮置き 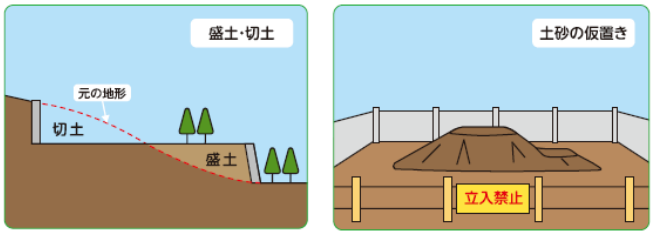 （例）・宅地造成するための盛土・切土　・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 ・残土処分場における盛土・切土　・土砂のストックヤードにおける仮置き　等
意見提出期間	令和6年　5月16日　～　令和6年6月17日
備　考	

担当：開発建築指導課　開発審査係
課長　齋藤、係長　市川
電話　024-525-3790（直通）

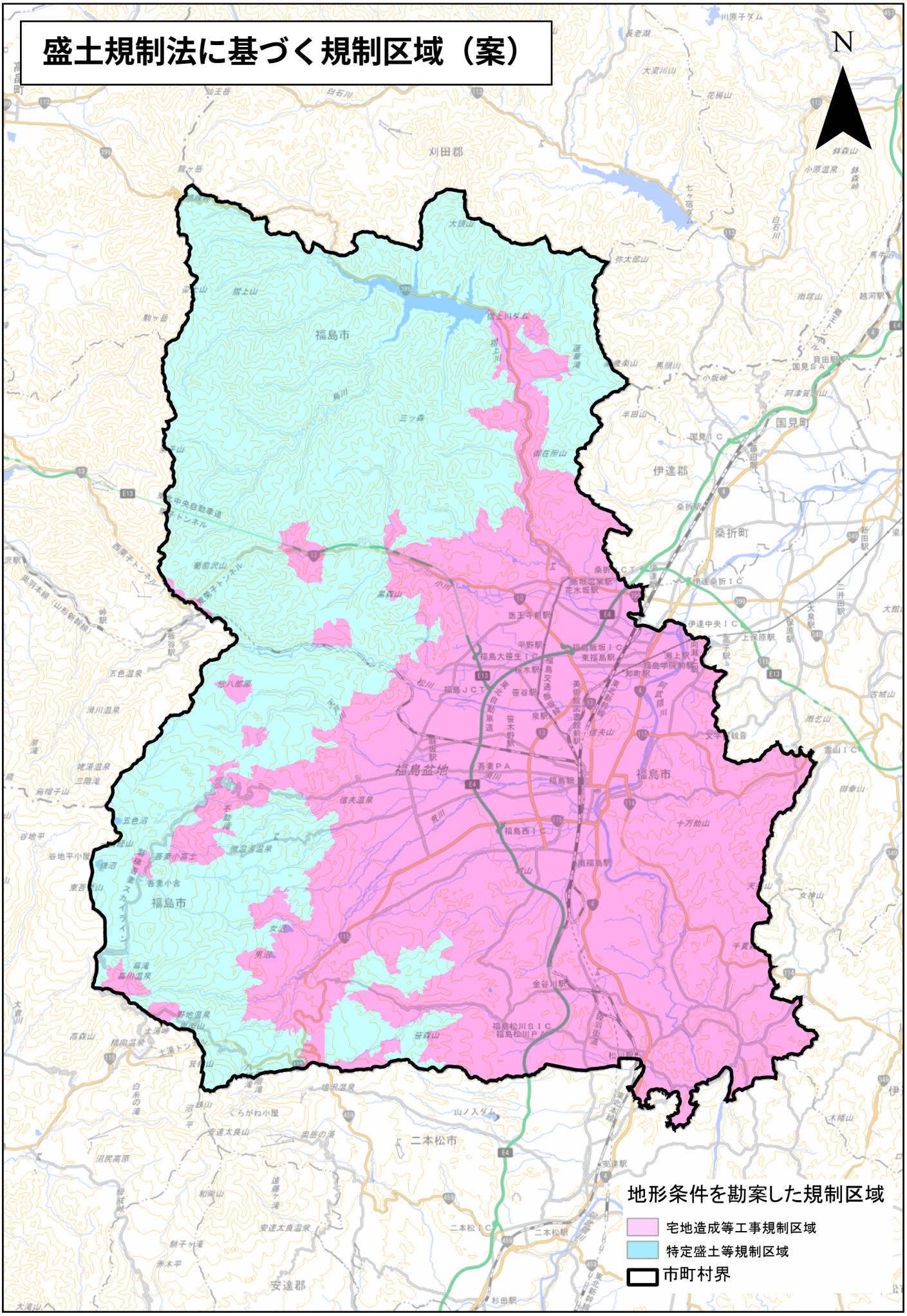
盛土規制法に基づく規制区域（案）
N
福島市
伊達郡
国見町
桑折町
福島盆地
福島市
二本松市
安達郡
地形条件を勘案した規制区域
宅地造成等工事規制区域
特定盛土等規制区域
市町村界
0 1 2 3 4 5 km
A4判出力時1:200,000

盛土規制法に基づく規制区域指定の概要について

1　要旨 ・ 目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法第4条に基づき行った基礎調査の結果を踏まえ、同法による規制の対象となる区域を指定し、危険な盛土等に起因する災害から人命や財産を守ります。

2　規制区域の考え方

(1)規制区域の指定

右図のイメージのとおり、2つの規制区域を指定します。

(2)規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき調査を行い、市内全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定すべき区域となりました。

規制区域のイメージ

3　規制区域指定及び規制開始の予定

令和6年9月1日

4　規制対象となる盛土等の規模

規制区域内において行われる次に掲げる盛土等の行為が許可手続きの対象となります。

許可対象となる盛土等の規模　赤文字 宅地造成等工事規制区域　青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例えば…　●宅地を造成するための盛土・切土　●残土処分場における盛土・切土　●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土　等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図	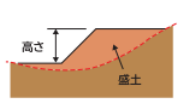	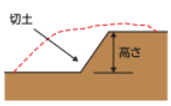	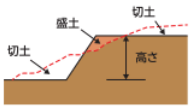	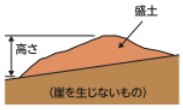	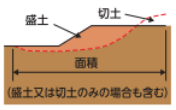

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば…　●土石のストックヤードにおける仮置き　等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図	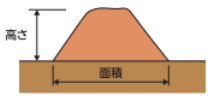	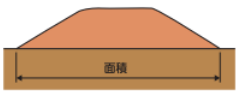

※ ⑤及び⑦については、盛土等の高さが50cm を超える部分の面積を対象とする予定です。

【 出典 ：（国土交通省、農林水産省、林野庁　発行）盛土規制法パンフレット 】

5　盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去に行われた盛土等も含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。